

会 議 録

1 会議名

令和3年度第7回吉川区地域協議会

2 会長挨拶

3 議題（公開・非公開の別）

・報告事項（公開）

（1）会長報告

（2）委員報告

（3）事務局報告

・協議事項（公開）

（1）「上越市過疎地域持続的発展計画（案）について」の諮問に対する答申について

（2）自主的審議事項について

（3）分科会の検討報告等について

（4）地域協議会だより（号外）の発行について

（5）その他

・総合事務所からの諸連絡について（公開）

・その他（公開）

4 開催日時

令和3年9月9日（木）午後6時30分から午後8時40分まで

5 開催場所

吉川コミュニティプラザ 3階 大会議室

6 傍聴人の数

1人

7 非公開の理由

なし

8 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：五十嵐豊、薄波和夫、江村奈緒美、大滝健彦、片桐利男、佐藤 均、
関澤義男、高野幸夫、中村正三、橋爪正平、平山浩子、山岸晃一

・事務局：風間所長、平山次長（総務・地域振興グループ長兼務）、渡邊市民生
活・福祉グループ長（教育・文化グループ長兼務）、平原総務・地域振
興グループ班長、佐々木総務・地域振興グループ主査

9 発言の内容（要旨）

【平山次長】

- ・会議の開会を宣言
- ・委員12人の出席を報告
- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認、会議の成立を報告
- ・会議録の確認：佐藤副会長

【山岸会長】

- ・挨拶

【平山次長】

- ・議長の選出について、上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第1項の規定により山岸会長から議長を務めていただく。

【山岸会長】

- ・議長を務めさせていただく。なお、議事録作成のため、発言をする場合は、挙手をし、私から委員の名前をお呼びするので、その後、発言をお願いする。発言は簡潔にお願いする。
- ・次に次第の3報告事項、(1) 会長報告に入る。

【山岸会長】

- ・会長報告であるが、東京吉川会から今年度の総会は、コロナ禍により中止する旨の文書が届いたので報告する。
- ・次に(2) 委員報告であるが、何かあるか。

【片桐委員】

- ・8月24日に開催した他地区地域協議会委員との意見交換会について報告する。安塚区、柿崎区、大潟区、吉川区の参加があった。今回の上越市過疎地域持続的発展計画（案）の諮問にあたり、どのような答申をするかということで意見交換を行った。答申の提出時期であるが、他区では自治・地域振興課から依頼のあった日程で提出するとのことであった。また、附帯意見を付けるとの話もあった。

【山岸会長】

- ・次に(3) 事務局報告に入る。

【佐々木主査】

- ・私の方から2点報告する。頸北地区地域協議会委員合同研修会について報告する。当番区である柿崎区からコロナ禍により開催を来年1月に延期したいとの連絡があったので報告する。
- ・もう1点は、今年度の地域活動支援事業に取り組んでいる越後長峰城址保存会から長峰城御城印の配布依頼があり、本日委員に1枚ずつ配布した。

【山岸会長】

- ・ただいまの報告事項について、質問、意見はあるか。
(委員からの質問、意見はなかった。)
- ・次に次第の4協議事項、「上越市過疎地域持続的発展計画(案)について」の諮問に対する答申についてに入る。
- ・始めに審議順序についてお話しする。1番目として、答申の提出時期について、2番目として、答申案の内容について、3番目として、諮問に対する十分な審議時間を確保するよう要望する附帯意見の追加についての順に審議をお願いしたいが、よろしいか。
(委員からの異議はなかった。)

【山岸会長】

- ・異議がないので、この順番で審議をする。それでは1番目の答申の提出時期について、自治・地域振興課からの依頼では、本日の地域協議会において答申をお願いしたいとのことであった。この件について質問、意見はあるか。

【片桐委員】

- ・9月中旬に市議会の総務常任委員会が予定されているため、本日、結論を出して速やかに提出したほうがよいと思う。

【山岸会長】

- ・平成27年度のときは1週間で答申を提出した。今回は1カ月あるからよいだらうということだろうが、住民の意向を聞くこともできず諮問を形骸化しようとしているのではないかと感じている。過疎計画は吉川区にとって重要な計画であり、行政からの依頼は依頼として、十分時間をかけて審議したうえで答申を出すべきだと考えている。

【薄波副会長】

- ・今日、答申を出すことでよいが、附帯意見を付けて出したい。

【山岸会長】

- ・質問、意見がなければ、多数決により決めたいと思う。
- ・十分な審議時間を必要とするため10月以降に答申を出すことに、賛成の方の挙手をお願いする。

(賛成委員：0人)

- ・本日の審議で決定し、速やかに提出することに賛成の方の挙手をお願いする。

(議長を除く11人の委員全員が賛成。)

【山岸会長】

- ・全員一致で本日の審議で決定し、速やかに提出することにする。
- ・次に答申の内容について審議をする。事前に3件の答申案を配布してあるので、それぞれ提案者から説明してもらおう。始めに正副会長案について、私から説明する。

(以下、正副会長案を朗読。)

- ・過疎計画の中にオーレンプラザやものづくり振興センターが含まれており、市街地に財源が流れ、過疎地域にいい影響を及ぼすものではないと考える。園児バスを無料で送迎するなど過疎地域に直接恩恵がある事業を行ってほしい。過疎計画掲載事業は過疎債だけでなく、それ以外の財源を充てて事業を行うと行政は言っているが、過疎債は過疎地域に直接いい影響を及ぼすような使い方をしてほしい。
- ・過疎計画の個別計画が固まる前に、我々と協議をしてほしいというお願いである。
- ・前回の勉強会で前期過疎計画における吉川区で取り組まれた事業の資料を出してもらったが、明確に吉川区で過疎債がいくら使われたかが出ていなかった。この機会に過疎債は直接過疎地域に使うよう行政に釘を刺す意味でお願いをしたいと思う。
- ・次に関澤委員から答申案の説明をお願いする。

【関澤委員】

- ・答申案について説明する。(以下、資料の関澤委員案を朗読。)
- ・平時、災害時を含め吉川区の住民生活安定のために、過疎債を使ってほしいというお願いである。

【山岸会長】

- ・次に片桐委員から説明をお願いする。

【片桐委員】

- ・私がこだわったのは、「ただし」の意味であり、広辞林で調べたところ前文をひっくり返すほどの力をもっている文言だと思っている。この正副会長案でお願いしたいし、そういう意味合いがあるということである。

【山岸会長】

- ・正副会長案について、副会長の方で追加説明があればお願いしたい。

【薄波副会長】

- ・勉強会での答申案には「影響はない」と言い切った表現であったが、我々は「影響はないことはない」という考えだ。私は過疎地域に影響はあると思う。

【風間所長】

- ・答申案No.1の正副会長案について、勉強会で説明した内容でうまく伝わっていない部分があったので改めてお話しする。この過疎計画は過疎地域の総合的かつ計画的な対策を実施するためのものであり、掲載された事業の全てに過疎債が充当されるものではない。資料でもお示したが、一般財源や国県の補助金等を充当して過疎地域のいろいろな事業を行っている。過疎地域の持続的発展のための計画であることをご理解いただきたい。

【山岸会長】

- ・されど、なぜ計画にオーレンプラザやものづくり振興センターが掲載されているかということだ。過疎計画に載っている事業、全てに過疎債を使うものではないことは私も承知している。吉川区の人口流出をどうやって止めるか、そのために吉川区にどういう事業が必要か真剣に考えていかなければならない。我々は答申をする立場にあり、事務局が説明した文例を使う必要はないと考える。

【片桐委員】

- ・新潟県が示す過疎地域持続的発展方針の中に公共交通の確保対策が載っており、上越市の過疎計画にも同じように載っているが、全てが県の方針に準じなくてもよいと思う。地域の住民に関わるものは、事前に相談や協議をさせてほしいという附帯意見を載せてもよいと思う。

【薄波副会長】

- ・なぜこの諮問が11区の地域協議会だけなのか、オーレンプラザやものづくり振興センターが計画に載っているのであれば、28区、市内全区の地域協議会に諮問す

べきではないか。

【風間所長】

- ・13区の地域自治区のうち11区が過疎地域であるため、過疎計画により過疎対策を進めている。カテゴリーごとに過疎地域の課題に対する対策を掲載してあるが、11区に限った計画であるため、該当区のみが諮問となっている。市街地の施設が掲載されている理由は、本来過疎地域にそういう施設があればよいが、施設が集約されているため、その施設を利用、活用して事業が行われているため掲載されている。また、一方で過疎地域限定の事業もあるため11区に諮問をさせていただいた。

【薄波副会長】

- ・この計画の中には北越急行やえちごトキめき鉄道も載っており、運用支援をすることになっている。その理由として、過疎地域の人も利用するからという考え方もわかるが、多くは市街地の沿線住民が利用しているため、全市を対象に諮問すべきではないかと考える。

【山岸会長】

- ・オーレンプラザのような遊具のある施設は、市民プラザにもある。オーレンプラザを載せるのであれば、もっと過疎地域に特化した子育て支援などを真剣に考えてもらいたい。コロナ禍で一つの施設に人を集めること自体が間違いだと思う。もっと分散して事業を行うべきだ。これから多数決に入りたい。

【風間所長】

- ・多数決に入る前に片桐委員の案について確認させていただく。答申案No.3であるが、No.1の正副会長案と文言は全て同じであるが、「ただし」の意味が違っていると片桐委員は辞書の写しまで付けて説明された。片桐委員の説明では「ただし」以降の条件が整はないと適当とは認めないという意味にとれるがどうか。

【片桐委員】

- ・先程も説明したが、「ただし」の意味は、但し書き以降、当地域協議会と十分協議をすることで適当と認めるという足かせをするということだ。そうでなければ「ただし」と書いてあるのになぜ一方的に話を進めるのか、ということになる。私の「ただし」の意味はそういう意味だ。

【風間所長】

- ・そうであれば、条件付きという意味でよろしいか。

【片桐委員】

- ・「ただし」というのは、上の文章をひっくり返す程の意味合いをもっているとは思っている。当地域協議会と事前に協議をしないのであれば、「適当とは認めない」という意味である。条件というのではなく、我々の考えている方向に進んでもらわないと困るので、そのような「ただし」という意味である。

【風間所長】

- ・そうであると上段の部分は「適当ではない」ということでよろしいか。

【片桐委員】

- ・総じて適当と認めるが、ただし、当地域協議会と十分協議をするということである。それを取り違えると大変なことになると私は思う。

【山岸会長】

- ・条件付きとかという捉え方ではなく、上段の文章には「適当」という文言が入っているが、それだけだと市議会の総務常任委員会における行政側の説明で11区は全て「適当」という答弁で済まされてしまうのではないかという懸念がある。そのため「ただし」という附帯意見を付けることは、当たり前のことだと思う。そういうことでお願いしたい。

【五十嵐委員】

- ・私は率直に言って、附帯意見はいらないと思う。正副会長案では、「第7次総合計画策定時には、当地域協議会と十分協議すること。」とあるが、協議することが地域協議会の仕事なのか疑問である。具体的に何かを実施するときには、必要に応じて地域協議会に説明をしてもらうことはよいと思うが、全てを地域協議会を通してほしいと受け取られるような文言はいらないと考える。

【橋爪委員】

- ・五十嵐委員の考えに賛成である。この過疎計画を否定することにもなるので、附帯意見は不要と考える。

【山岸会長】

- ・11区の答申として、「適当ではない」という答申を出すところはないと思う。しかし、その結果を総務常任委員会で説明するわけだが、各区によっていろんな意見があるのに「適当である」ということだけの説明でよいのかということである。吉川区の住民にとって影響のあることは、我々がチェック機能を果たさなければならない

し、意見を述べなければならない。吉川区に関わる問題は、吉川区地域協議会が関わらなければならないと考えている。過去にも頸北斎場廃止の問題がポンと出てきた経緯もある。具体的に何をどうするかというときに協議をする必要があり、結論が固まった段階で報告事項としてあがってきてから何かをするといっても厳しいと思う。そうならないように地域協議会として、しっかり釘を刺しておくべきだと思う。

【薄波副会長】

- ・ 附帯意見の「ただし」以後の文章が、かなりきつい表現であると感じるかもわからないが、過去の地域協議会の協議内容を見ると、結果を報告するような事案が諮問としてあがってきている状況だ。消防団の再編、頸北斎場の廃止、総合事務所の時間外受付の見直し問題など、全て流れができていて、結論が出ている段階で初めて地域協議会に話が下りてきていることが多い。そうなる前に地域協議会が住民の皆さんの声を聞いて、意見を出したいという気持ちをもっている。だからこの附帯意見を付けた。今日の資料として地域協議会意識調査結果があるが、その2ページのイー2に「地域協議会における議論の内容、答申を受けての市の対応及び各事務局で把握した情報等を事務局間で情報共有し、自らの区で参考になりそうな事案があれば、地域協議会へ積極的に情報提供する。」とある。今までそういう状況でなかったため、このような意見があがってきたのだと思う。地域協議会に諮問をする際は、事前に資料をもらい協議を進めていきたいということである。「ただし」という意味は、「適当」という結論をひっくり返すという意味ではない。

【関澤委員】

- ・ 正副会長案と片桐委員の案は、同じものになると思うが、ただし以後の文言について、我々地域協議会委員は、市議会議員でもないし決定権も何もない。果たして予算に立ち会ってそこまでやるのか。そんな難しいことまで関与できるのか。この正副会長案では、そのように理解されてしまう。少し出過ぎていてきつい表現だと思う。予算が確定する前に我々にも見せてほしいという表現にならないか。11区で同じ附帯意見が出れば別であるが、吉川区だけがなぜこのような附帯意見を付けたのだと見られてしまう。この答申案についての捉え方として、事務局はどのように考えているのか。

【風間所長】

- ・ 過疎計画に登載された事業の具体化時の協議は難しいと考える。各事業は、実從事

者、受益をもつ方が担当部局と協議をしながら計画を練り、予算を編成して議会に提出するということになる。事業が具体化するところから携わるとなると実従事者、受益をもった方と協議を進めていかなければならない。関澤委員から予算が決まる前に見せてほしいという意見があったが、議会に諮る前に見せることは不可能である。本当に事業を計画する段階から携わっていかないと非常に厳しいと感じている。

【関澤委員】

- ・現実的に地域協議会で、このようなことができるのか。何回も審議する時間を市で認めてくれるのか。その見解はどうか。

【山岸会長】

- ・関澤委員、それはこちらでお話しをさせていただいてよいか。予算に関わるときに我々がどうこうするという事ではない。計画案を立ててそれに進むときに、実際、吉川区にとってどのような計画があるのかということで、この過疎計画の中に我々が求めている不必要なものまで入っていることが問題なのだ。それで「適当」という言葉だけだと諮問された過疎計画案のまま進んでしまうので、もっと吉川区にとって必要な有利な事業の起こし方があると思う。吉川区の事業の中で予算が付かないために、取り組んでいないいろんな事業がある。それらを先に取り組んでほしいという切なる願いである。第7次総合計画は全市を網羅した計画であり、実際に吉川区にとって、どこに影響があるか、ないかということである。だから「適当である」という答申だけでは、我々の考えが通らず厳しくなると思う。

【風間所長】

- ・先程、計画の中で必要、不必要という話があったが、事業受益者や現場の声を聞いて予算化したものであり、ある一方の視点ではそう見えるかもしれないが、私どもとしては、重要な事業であると捉えている。地域協議会として事業化に向けて要望をするということであれば、自主的審議事項で協議のうえ、意見書として提出する方法があると思う。そうでなければ答申案No.2の運用にあたって留意するという方が話は通ると考える。

【山岸会長】

- ・申し訳ないが、答申案No.2の関澤委員案では我々の考えが通らない。全てを報告してほしいということではなく、過疎計画はこれから具体的になるということなので、吉川区に関わる事業として何があるのか。当然我々が知るべきもので、それが予算

化されて固められると我々と協議してもらえないと考えられるので、私はそれを心配している。行政が机上で考えるものと地域の方たちが望むものと合致しているかどうか。予算が固まってからでは遅いので、事前に知り得るものがあれば、教えてもらいたいということだ。表現がきついと言うが訴えるということであれば、このような表現が妥当だと私は思っている。

【片桐委員】

- ・ 11区の全ての地域協議会委員との話ではないが、意見交換の中で11区個々の計画にしてほしいという意見があった。それぞれ各地域の想いを答申の中に書かれてくると思う。「適当である」だけでは遅れをとってしまうので申し添える。

【薄波副会長】

- ・ 他地区地域協議会との意見交換会での話であるが、答申で「適当と認める」という他に、その地域の発展を考え、3項目の附帯意見を付けたという情報があったのでお伝えする。

【山岸会長】

- ・ それでは多数決を採る。正副会長案と片桐委員案は同じものと考え、この案に賛成の方の挙手をお願いする。
(賛成委員：6名)
- ・ 次に関澤委員案に賛成の方の挙手をお願いする。
(賛成委員：5名)
- ・ それでは6対5で正副会長案に決定した。
- ・ 次に追加の附帯意見について審議をする。ただいま決定した答申について、さらに追加の附帯意見を付けたいと思う。その附帯意見案について、これから朗読するのでお聞き取りいただきたい。
- ・ 「また、諮問に際しては、地域住民との意見交換や意向確認、及び地域協議会での審議時間が必要であり、諮問から答申までには、十分なる時間をとるよう配慮すること。」である。
- ・ 理由としては、本諮問案件は、過疎地域にとって今後を築くうえで重要な計画策定であり、諮問から答申までが短期間、約1カ月であったため、地域協議会において十分な検討時間がなく、勉強会は3回程度であり、住民生活の影響について、地域

住民との意見交換や意向確認などの時間がとれなかったことから、この附帯意見を追加するものである。勉強会でも関澤委員、橋爪委員から審議する時間が短いとの意見が出されたという経過がある。これについて、質問、意見があったらお願いしたい。

【関澤委員】

- ・今後の諮問のこともあり、この附帯意見は付けるべきだと思う。

【山岸会長】

- ・それでは、この追加の附帯意見を付けることとしてよろしいか。

(委員から異議がなかった。)

- ・それでは、先程の答申に今程読みあげた附帯意見を追加することとする。

【五十嵐委員】

- ・附帯意見の語尾が「すること」となっており「していただきたい」とか「申し添えます」とかの表現の方が私はよいと思う。

【山岸会長】

- ・前期の過疎計画の諮問では1週間で答申を出してあり、私としては憤慨している。今回も1カ月あるとはいえ短期間である。五十嵐委員の意見はわかるが、この表現で提出したいと思うので了解願いたい。

- ・次に協議事項(2) 自主的審議事項についてであるが、先回の地域協議会で次回の意見交換会は、10月上旬に源地区で開催したいとお話をさせていただいたが、源地区の町内会長会議が10月上旬に開催されるということで、急遽、旭地区にお願いをしたところ、町内会長さんから内諾をいただいたので、旭地区に変更させていただき、日程としては10月5日、火曜日、午後6時30分から旭地区農業拠点センターで開催したいと思うがいかがか。

(委員からの異議がなかった。)

【山岸会長】

- ・異議がないので、そのように予定をお願いします。
- ・次に協議事項(3) 分科会の検討報告等に入る。前回の会議以降で進捗があったところから報告をお願いします。

【片桐委員】

- ・交通弱者問題について、市の公共交通懇話会を傍聴した後、分科会を開催する予定でいたが、懇話会の開催について協議中とのことであり、現在、分科会の開催は未定である。

【山岸会長】

- ・次に協議事項（４）地域協議会だより（号外）の発行についてに入る。事務局から説明をお願いします。

【佐々木主査】

- ・号外の原稿を事前配布させていただき、その後に校正したものが本日お配りした最終原稿である。裏面、下の答申記事については、本日の審議結果を掲載する。なお、この最終原稿で修正がある場合は、10日の正午までに事務局に連絡をお願いしたい。また、配布は9月25日頃、全戸配布される予定である。

【山岸会長】

- ・ただいまの説明に対して、質問、意見はあるか。
(委員からの質問、意見はなかった。)

【山岸会長】

- ・それでは、協議事項（５）その他に入る。私の方から地域活動支援事業の成果報告会についてお話しする。他の区では年度末に成果報告会を実施しているが、当区では今までやったことがない。これから来年度の話も進めていかなければならないが、成果報告をやってくれる実施団体があれば今年度からやっていきたいと思うが、事務局ではどうか。

【佐々木主査】

- ・地域活動支援事業成果報告会の開催について、吉川区では今まで開催されていない。今年度の募集要項の中でフロー図に記載はあるが、「吉川区の採択方針」に成果報告会の開催と出席依頼の記載がない。今年度も事務局から実施団体に成果報告会の説明をしていないことから、実施団体としてもその認識はないと思われる。仮に今年度開催する場合、実施団体に呼びかけて出席依頼をすることはできると思うが、そうであれば、来年度の開催に向けて、開催時期、開催内容、開催方法などを今後、地域協議会で協議していただき、採択方針等を整備したうえで開催したらどうかと考える。
- ・また、頸北地区の開催状況であるが、柿崎区、大潟区、頸城区では毎年2月下旬に開

催されており、因みに昨年度、大潟区ではコロナ禍の影響で急遽中止にしたそうである。開催内容としては、実施団体からの成果報告、地域協議会から今年度の活動報告、そして来年度の地域活動支援事業のPRを行ったとのことである。

【山岸会長】

- ・他の区ではプレゼンテーションと成果報告会を両方やっているが、吉川区ではプレゼンテーションは希望団体のみでやっていた時もあった。来年度はどういう形でやるか協議をお願いしたい。

【片桐委員】

- ・今年度は声がけをして了解された実施団体からやってもらい、来年度に向けてプレゼンテーションの希望制も含め、採択方針を整備していけばよいと思う。

【五十嵐委員】

- ・今年度は開催せず、例年どおりの方法でよいと思う。来年度の開催に向け、これから協議をして採択方針等を決めていけばよいと思う。

【中村委員】

- ・他の区で成果報告会をやっていることは承知している。ぜひ来年度からやってもらいたいし、実績報告の数字以外の部分の報告をお願いしたいと思う。

【橋爪委員】

- ・吉川タイムズの紙面の文字が小さくて読みづらい。それとイベントの実施について、コロナ禍で実施してよかったのか。補助金がついたからやってしまえと単発でやってしまったようにも見受けられ、吉川区の地域振興に繋がっているのか疑問である。

【片桐委員】

- ・尾神そばの早食い大会とよしかわ道の駅コンサートであるが、三条市から上越市に移住された方が両方に携わられ、コンサートでは司会をされたとの話を聞き、人の縁を感じた。

【山岸会長】

- ・どうしても今年度で開催するというものではないが、今年度の開催については提案団体に声がけをしたいと考えているがよろしいか。

(委員からの異議はなかった。)

【山岸会長】

- ・異議がないので、そのように決定する。

- ・次に町田の古墳の資料であるが、上越市内で報告会が開催されている。吉川区内での報告会を地域づくり分科会か旭地区でできないかと考えているがいかがか。

【江村委員】

- ・7月24日、地域活動支援事業追加募集のプレゼンテーションの日と重なったが、吉川地区公民館主催で1回報告会をやっているので報告する。

【山岸会長】

- ・今後もやっていただいて、吉川区の活性化の種になればよいと思い、来年度も検討してもらったらどうかと思う。私の方で公民館に確認してみたい。
- ・次に事務局の方で何かあるか。

【平山次長】

- ・地域協議会意識調査結果を受けた取組の報告について、お話しする。
(以下、資料No.1の資料により説明があった。)

【山岸会長】

- ・事前に資料を見ていただいたと思うが、ここに掲げられていることは、吉川区では既にやっていることだと思う。「地域協議会や委員の役割がわからない。」という委員の意見は、たぶん15区の委員から出された意見だろうと思う。他の会議に出席したときに、そういう発言があった。
- ・検討依頼があったので、次回の地域協議会で再度協議をすることとし、それまでに委員から検討をお願いしたい。
- ・次に次第5総合事務所からの諸連絡についてに入る。事務局から願います。

【風間所長】

- ・新型コロナウイルス感染症対策についてであるが、新潟県は8月30日に新型コロナウイルス感染拡大防止の特別警報を発令した。これを受け上越市では9月3日から9月16日まで市内の体育施設を臨時休館とすることになった。吉川区では吉川体育館、吉川テニスコート、吉川野球場が臨時休館となっている。また、酒類を提供する飲食店に対し、営業時間短縮の協力要請も行っている。地域協議会委員の皆様も感染防止に努めていただくようお願いする。
- ・次に原子力防災訓練の実施についてである。
(以下、資料により説明。)
- ・次に吉川商工会の移転についてである。10月4日に吉川コミュニティプラザ3階

に事務局が移転することとなったのでお知らせする。

【渡邊市民生活・福祉グループ長】

- ・私の方から2点お知らせする。1点目は吉川診療所の医師の交代についてである。現在、勤務されている原医師は9月末日で退職され、10月1日から野口医師が着任される。広報紙や診療所内の張り紙、患者個人への連絡などで周知している。診療時間は今までどおりである。
- ・次に敬老会についてである。毎年10月の第2木曜日に開催している吉川区敬老会であるが、コロナ禍でもあり、昨年度と同様に会場に集まる敬老会を中止し、祝品の配布のみとなる。13区内の状況であるが1区のみ未定であるが、その他の区では敬老会を中止し祝品の配布のみとしている。高齢者のワクチン接種は概ね終了しているが、感染の心配が全くないわけではなく老人会の役員とも協議した結果、このような対応とさせていただいた。9月末に祝品の配布依頼文書と対象者名簿を各町内会長宅にお届けするよう準備を進めている。

【山岸会長】

- ・ただいまの説明について、質問、意見はあるか。

【橋爪委員】

- ・新しい医師は何科の医師か。

【渡邊市民生活・福祉グループ長】

- ・地域医療推進室から詳細な情報は聞いていない。

【佐藤副会長】

- ・原子力防災訓練であるが安定ヨウ素剤配布訓練等で、吉川区内の10町内会が選定されているが、その選定理由は何か。

【平山次長】

- ・尾神地区は既に同じ訓練が終了しており、それ以外の町内会を6地区に分け、バスによる避難が可能な人数を割り振った。

【山岸会長】

- ・次に、次第6その他に入るが、委員の方で何かあるか。

【五十嵐委員】

- ・公民館に関する意見交換会であるが、住民への周知はどのようにされているのか。

【佐々木主査】

- ・町内会長文書の発送に合わせ、町内会長さん宛の依頼文と住民の皆さん宛に全戸配布による文書と資料で周知をしている。

【山岸会長】

- ・次回の地域協議会の日程であるが、私から提案させていただくが、市からの急ぐ案件がある場合を除いて、10月の地域協議会は休会とすることにしたいがいかがか。

【五十嵐委員】

- ・会長案に賛成である。10月5日に旭地区意見交換会もあり、委員が顔を合わせる機会もあり、急ぐ案件がなければ休会でよいと思う。

【山岸会長】

- ・他に意見はないか。
(委員からの意見がなかった。)
- ・それでは、急ぐ案件がなければ10月の地域協議会は休会とし、次回は11月18日、木曜日の午後6時30分から吉川コミュニティプラザにおいて開催する。
- ・他になければ、閉会の挨拶を佐藤副会長から願います。

【佐藤副会長】

- ・以上で第7回吉川区地域協議会を閉会する。

10 問合せ先

吉川区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL: 025-548-2311 (内線213)

E-mail: yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp

11 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。